

奈良先端科学技術大学院大学履修証明プログラム規程

平成27年11月26日

規程第 11 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第73条第2項の規定に基づき、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）において特別の課程として編成される履修証明を行うプログラム（以下「履修証明プログラム」という。）に関し必要な事項を定める。

(開設)

第2条 履修証明プログラムは、社会人等の本学の学生以外の者（以下「社会人等」という。）を対象として、体系的な知識、技術等の習得を目指す教育プログラムとする。

2 履修証明プログラムは、研究科が開設するものとする。

3 研究科は、総合情報基盤センター、学内共同教育研究施設、教育推進機構又は研究推進機構と共同して、履修証明プログラムを開設することができる。

(編成要件)

第3条 履修証明プログラムは、本学が開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部（以下「講習等」という。）により体系的に編成するものとする。

2 履修証明プログラムを構成する講習等の教育水準は、研究科における授業科目と同程度とする。

3 履修証明プログラムを構成する講習等の総時間数は、60時間以上とする。

(履修期間等)

第4条 履修証明プログラムの履修期間は、一の学期又は一の学年を標準とする。

2 履修証明プログラムの定員は、他の教育に支障がない範囲で定めるものとする。

(開設等手続)

第5条 研究科長は、履修証明プログラム実施計画書（別紙様式第1号）を作成し、学長の承認を得るものとする。履修証明プログラム実施計画を変更しようとするとき、又は履修証明プログラムを廃止しようとするときも同様とする。

(履修資格)

第6条 履修証明プログラムの履修資格は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると研究科において認めた者とする。

2 前項の規定のほか、履修証明プログラムの内容に応じて、必要とする資格等を定めることができる。

(履修手続)

第7条 履修証明プログラムの履修を希望する者は、指定された期日までに、願書に前条の履修資格を有することを証する書類その他必要な書類を添えて、研究科長に願い出なければならない。

2 本学の学生が履修証明プログラムの履修を希望する場合は、社会人等の履修を妨げない範囲において、その履修を認めることができる。

(履修者の許可)

第8条 前条第1項の願い出があったときは、教授会において選考の上、研究科長が履修を許可する。

(履修者証)

第9条 社会人等の履修者は、所定の履修者証の交付を受け、受講時は携帯しなければならない。

(受講料)

第10条 受講料は、履修証明プログラムごとに別に定める。

2 受講料は、指定の期日までに納付しなければならない。

3 納付済みの受講料は、返還しない。

4 教材、実験、実習等に要する費用は、必要に応じて履修者の負担とすることができる。

(授業科目の単位認定)

第11条 履修証明プログラムに含まれる授業科目について、その単位の修得を希望する者は、奈良先端科学技術大学院大学科目等履修生規程(平成16年規程第26号)に基づき、科目等履修生としての出願手続を行うものとする。

(修了の認定及び履修証明書の交付)

第12条 研究科が定めた修了要件を満たした者には、学長が修了の認定を行う。

2 学長は、修了の認定をした者に履修証明書(別紙様式第2号)を交付する。

(名称等の公表)

第13条 履修証明プログラムの編成に当たっては、当該プログラムの名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習等の方法、修了要件、実施体制そ

の他研究科が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。

(履修者情報の管理)

- 第14条 研究科は、履修が許可された日付及び修了認定の有無その他の必要な事項を記録した履修者登録票を作成するものとする。
- 2 履修者登録票は、20年間保存しなければならない。
 - 3 研究科は、履修者名簿を作成し、教育支援課に提出するものとする。

(実施体制の整備)

- 第15条 研究科は、履修証明プログラムの編成、運営及び実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備するものとする。
- 2 研究科は、履修証明プログラムの内容の向上を目的として、当該プログラムにおいて定める履修期間ごとに自己評価を行い、評価結果を学長に報告することとする。

(雑則)

- 第16条 この規程に定めるもののほか、履修証明プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別紙様式第1号（第5条関係）

（元号） 年 月 日

奈良先端科学技術大学院大学履修証明プログラム実施計画書

学 長 殿

先端科学技術研究科長

○ ○ ○ ○

「 (プログラム名) 」実施計画書の提出について

奈良先端科学技術大学院大学履修証明プログラム規程第5条の規定に基づき、
標記の実施計画書を提出します。

「 (プログラム名) 」実施計画書

1 プログラム責任者（所属、職名、氏名）

2 開設時期

3 プログラムの時間数

総時間数：〇〇〇時間

《内訳》 講習：〇〇時間

授業：〇〇時間

4 プログラム開設の背景・社会的ニーズ

5 主な対象者

（主にどのような者の受講を期待して開設するものか記載すること。）

6 特別に定める履修資格

（大学院入学資格を準用するほか、特別に履修資格を定める場合には、その内容を記載すること。）

7 履修者の選考方法

8 履修証明書の授与方針（プログラムの修了要件）

（養成すべき人材像並びに受講の成果として備えるべき能力、知識及び技能について記載すること。また、定量的な修了要件（計〇〇時間以上の受講、試験で平均〇〇点以上等）についても設定し、記載すること。）

9 履修証明書の内容

別紙のとおり

1 0 プログラムの編成方針

(「8 履修証明書の授与方針(プログラムの修了要件)」と各講習等の到達目標との整合性について記載すること。また、各講習等のシラバスを添付すること。)

1 1 職能団体や地方公共団体、企業等との連携の有無(有の場合はその内容)

1 2 修了後に期待されるキャリア形成のイメージ

(取得することが期待される資格や、就くことが期待される職務・地位等について具体的に記載すること。)

1 3 募集定員

1 4 募集時期

1 5 受講料及び納付期限

1 6 予算計画

1 7 講習等評価(履修者による評価)項目

1 8 実施体制(第15条関係)

別紙様式第2号（第12条第2項関係）

第 号

履修証明書

氏 名
年 月 日生

学校教育法第105条の規定に基づき、本学所定の下記プログラムを修めたことをここに証する

記

プログラムの名称

プログラムの概要

履修期間

履修時間数

(元号) 年 月 日

奈良先端科学技術大学院大学長

